

社会福祉法人ゆいまーる 役員及び評議員等報酬等規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆいまーる（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、この法人の理事、監事及び評議員等の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- （3）常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- （4）非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- （5）評議員等とは、評議員、評議員選任・解任委員及び苦情対応第三者委員をいう。
- （6）報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- （7）費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 役員等に対して支給する報酬等は、役員等に対して、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、苦情対応第三者委員会、行政庁監査又は研修会（以下「会議等」という。）への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

- 2 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

（報酬の額の決定）

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 全理事の報酬総額は、年間100万円以内とする。
- 3 全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。
- 4 役員等の報酬の額は、別表1に定めるとおりとする。

（報酬の支給日）

第5条 役員等の報酬は、職務執行の当日に支払うものとする。

（報酬の支給方法）

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

（費 用）

第7条 役員等の費用は、別表2に定めるとおりとする。ただし、役員で職員としての立場を有する者に対しては、法人職員旅費規程に基づき、旅費が支払われる場合を除き、会議等への出席に係る費用は支払わない。

2 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

（公 表）

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改 廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

（補 則）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年12月2日、法人監査指摘に従い全面改正する。

平成30年 3月 3日改正（評議員会、平成30年1月12日理事会で承認）

令和 元年 6月 9日改正（法人名変更）

別表１ 役員等の報酬の額（第４条第４項関係）

役職名	報 酬 の 額（税引き後）
評議員	会議等への出席の都度：１人一律 ５，０００円
常 勤 役 員	該当者なし（職員としての給与が支給される者を除く。）
非常勤役員	会議等への出席の都度：１人一律 ５，０００円
監 事	監査の都度：１人一律 １０，０００円

別表２ 費用（第７条第１項関係）

事 項	費 用 弁 償 額
研修、会議等への出席 （公共交通機関利用）	自宅から会議等開催場所への公共交通機関運賃実費額
研修、会議等への出席 （公共交通機関利用なし）	自宅から会議等開催場所への往復距離に応じ、１人２０円／ｋｍ。 （ただし、５０ｋｍ未満は、０円とする。）
県外出張	出張旅費規程に定める額
上記のほか、職務執行に必要な経費（研修会出席者負担金、資料代等）	職務執行に必要な額